

交通事故傷害保険普通保険約款（抜粋）

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）、訓練（注2）または試運転（注3）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 （注3）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車を含みます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア、創傷処理 イ、皮膚切開術 ウ、デブリードマン エ、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ、抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） （注1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 （注3）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
入院	自宅等で治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外においてその身体に被った次に掲げる傷害のいずれかに対して、この約款に従い保険金を支払います。
- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（注1）との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注1）の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害
 - ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注2）に搭乗している被保険者（注3）または乗客（注4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（注5）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
 - ③ 道路通行中の被保険者が、作業機械としての火災、爆発されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被った傷害
 - ④ 被保険者が交通乗用具（注1）の火災によって被った傷害
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注6）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
（注1）これに積載されているものを含みます。（注2）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注3）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。（注4）入場客を含みます。
（注5）改札口の内側をいいます。（注6）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア、法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注7）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）運転する地における法令によるものをいいます。
（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注5）使用済燃料を含みます。
（注6）原子核分裂生成物を含みます。
（注7）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
ア、交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
イ、交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。
ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
 - ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
 - ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注1）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
 - ④ 被保険者が次に掲げる航空機のうちいずれかに搭乗している間
ア、グライダー イ、飛行船 ウ、超軽量動力機 エ、ジャイロプレーン
- (2) 当会社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 交通乗用具への荷役等（注2）の積み込み作業、交通乗用具からの荷役等（注2）の積卸し作業または交通乗用具上での荷役等（注2）の整理作業
 - ② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業
（注1）定期便であると不定期便であるとを問いません。（注2）荷物、貨物等をいいます。

第5条（交通乗用具の範囲）（省略）

第6条（死亡保険金の支払）（省略）

第7条（後遺障害保険金の支払）（省略）

第8条（入院保険金および手術保険金の支払）（省略）

（以下省略）

入院保険金のための支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、入院保険金のみを支払うものとします。

入院保険金の支払条件変更に関する特約

- 当会社は、この特約により、普通保険約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- 「第8条（入院保険金の支払）（省略）
（1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院し、かつ、実際に入院した日数が「保険証券記載の日数以上となった場合は、保険証券記載の保険金額を入院保険金として一時に被保険者に支払います。ただし、1回の入院につき、入院保険金の支払は1回に限ります。」
- (2) (1)の日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の期間は、(1)の日数として数えません。
- (4) 入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった傷害によって再入院した場合は、後の入院と前の入院とを合わせて1回の入院とみなします。
- (5) 被保険者が、入院保険金の支払を受けられる入院中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、当初の入院保険金の支払を受けられる入院とその後の入院保険金の支払を受けられる入院とを合わせて1回の入院とみなします。
- (6) 被保険者が、入院保険金支払の対象となっていない入院中に、入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、その傷害の治療を開始した時に入院したものとみなします。
（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。」